

京都市告示第397号

京都市水路等管理条例第2条第2号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成22年 1月 8日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	檜原水0075号	西京区檜原上ノ町4-1番地先 西京区檜原上ノ町18番地先	
2	檜原水0076号	西京区檜原上ノ町22番地先 西京区檜原上ノ町22-2番地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)